

外貨当座勘定規定

1【払戻し】

- (1) この外貨当座勘定については、当行は小切手・手形を発行しません。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

2【利息】

この預金には、利息をつけません。

3【手数料】

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

4【解約】

- (1) この外貨当座勘定を解約する場合には、届出の印章を当店に持参のうえ、その旨を申出てください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) 次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することによりこの外貨当座勘定取引を停止し、またはこの外貨当座勘定を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または外貨当座勘定が解約されたものとします。
この外貨当座勘定の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの外貨当座勘定が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
この預金の預金者が外貨預金共通規定10(1)に違反したとき
この外貨当座勘定が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) この外貨当座勘定が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつこの預金の残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの外貨当座勘定取引を停止し、または預金者に通知することによりこの外貨当座勘定を解約できるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前記(2)および(3)によりこの外貨当座勘定が解約され残高がある場合、またはこの外貨当座勘定取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。この場合においても、外貨預金共通規定は適用されるものとします。

5【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

6【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および前記4(3)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2018年9月18日現在)